

貴重な一票 投票をお忘れなく

第26回参議院議員通常選挙

投票日 **7月10日(日)** 午前**7**時から午後**7**時まで
 開票日 **7月10日(日)** 午後**8**時から 町スポーツセンター
 公示日 **6月22日(水)**

町内には7カ所の投票所があります。入場券に投票所が記載されていますので、お間違えのないようにお願いします。
 ※決められた投票所でなければ投票できません。

○第1投票所 町スポーツセンター	○第5投票所 農村環境改善センター
○第2投票所 総合福祉センター「しゃるる」	○第6投票所 南部公民館
○第3投票所 カルチャープラザ「Eki」	○第7投票所 円山地域文化センター
○第4投票所 雨煙別公民館	【問い合わせ】 町選挙管理委員会 ☎ 72-1362

議会の動き

令和4年栗山町議会定例会 6月定例会 議決された。 (6月14日招集)

議案

▼令和4年度栗山町一般会計補正予算(第3号)
 歳入歳出予算に1億6682万5千円を追加し、総額を90億7894万4千円とするもので、主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策費の追加などに係る補正です。

▼令和4年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第1号)
 歳入歳出予算に550千円を追加し、総額を1億761万円とするもので、主な内容は、動画制作業務委託に係る補正です。

▼栗山町特別職報酬等審議会条例

町長の諮問に応じ、町長、副町長および教育長の給料の額並びに特別職報酬等の額の改定について審議する附属機関として審議会を設置するもので、今年度、それらの改訂について検討協議を行うことから、新たに条例を定めるものです。

▼特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 特別職報酬等審議会の委員報酬に関する規定の追加、並びに、各選挙執行時の期日前投票において、投票管理者および立会人の交替勤務を可能とする所要の規定の整備を行うものです。

▼栗山町税条例等の一部を改正する条例
 令和4年3月31日に法律第1号をもって公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により関係規定を改正するものです。

▼栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 部を改正する条例

▼栗山町介護保険条例の一部を改正する条例
 令和2年度より、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき実施している国民

投票できる方

○住所要件
 6月21日(基準日)現在で、本町に引き続き3カ月以上住民登録されている方

○年齢要件
 平成16年7月11日までに生まれた方(令和4年7月10日現在で満18歳以上)

■期日前投票・不在者投票

○期日前投票
 投票日当日に仕事、旅行などの理由で投票できない方は、期日前投票ができます。
 なお、期日前投票を行う日に選挙権を有していない方(18歳未満の方)は、期日前投票ができません。この場合は不在者投票をすることになりますので、町選挙管理委員会にお申し出ください。

○不在者投票
 (病院などに入院・入所中の方)
 病院や施設に申し出ることで、不在者投票ができます。
 (仕事や旅行で町外に滞在中の方)
 町選挙管理委員会に不在者投票の請求手続きをして、郵便で投票用紙などの交付を受けることができます。



健康保険税と介護保険料の減免制度が、令和4年度においても継続されることから関係規定を改めるものです。

▼北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

▼北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

▼令和4年度栗山町一般会計補正予算(第4号)
 歳入歳出予算に1億1230万

意見

▼森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

報告

7千円を追加し、総額を91億9125万1千円とするもので、主な内容は、原油価格高騰に伴う支援金の追加などに係る補正です。

▼栗山町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
 (栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会審査中間報告)
 次回の栗山町議会議員選挙から、現在の議員定数12名を1名減じ、11名とするものです。

(新型コロナウイルス感染症で「自宅療養」または「宿泊療養」している方)
 外出自粛要請または隔離・停留の措置期間が、6月23日から7月10日にかかると見込まれる場合に限り、不在者投票ができます。

○郵便などによる投票
 次に該当する方で郵便による投票を希望される場合は、事前に郵便等投票証明書の交付手続きが必要になりますので、お早めに町選挙管理委員会にお申し出ください。

- ・身体障害者手帳1・2級(両下肢・体幹・移動機能の障がい)、1・3級(心臓・腎臓などの内臓障がい)、1・3級(免疫・肝臓の障がい)をお持ちの方
- ・介護保険の要介護状態区分が被保険者証要介護5の方

期日前投票・不在者投票の実施
 ○期間
 7月9日(土)まで
 ○受付時間
 午前8時半～午後8時
 ○場所
 町選挙管理委員会室(役場庁舎1階)